

# 優先利用誓約書

年 月 日

(宛先) 戸田市福祉事務所長

住所 \_\_\_\_\_

誓約者氏名 \_\_\_\_\_ 印

申込児童氏名 \_\_\_\_\_

申込児童生年月日 令和 . . \_\_\_\_\_

勤務先所在地 戸田市内 ・ 蕨市内  
どちらか一方に をつけてください

私は、戸田市保育施設等の利用調整にあたり、戸田市内又は蕨市内の認可保育施設において勤務するため、優先利用の対象として調整されることに対し、次に掲げる事項を了承のうえ、必要書類を添付して申し込みます。

また、次に掲げる事項を満たさなくなった場合は、「利用決定の取消し」又は「利用解除」の決定を受けても異議はありません。

なお、勤務状況等について、戸田市が勤務(予定)する認可保育施設に確認することに同意します。

## < 勤務先所在地が戸田市内の場合 >

1	保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、戸田市内の認可保育施設(認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に直接雇用により月20日以上1日6時間以上の保育を行う勤務条件で勤務します。 資格取得見込みの場合は、入所月の前月末までに資格を取得します。
2	勤務(予定)する認可保育施設の退職(内定取消を含む。以下同じ)が決まったときはその旨を直ちに申告します。
3	勤務(予定)する認可保育施設に、入所日から3年以上勤務します。 3年未滿で退職した場合は、退職後1か月以内に戸田市内の他の認可保育施設に上記の勤務条件で勤務します。

## < 勤務先所在地が蕨市内の場合 >

1	保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、蕨市内の認可保育施設(認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に直接雇用により月20日以上1日6時間以上の保育を行う勤務条件で勤務します。 資格取得見込みの場合は、入所月の前月末までに資格を取得します。
2	勤務(予定)する認可保育施設の退職(内定取消を含む。以下同じ)が決まったときはその旨を直ちに申告します。
3	勤務(予定)する認可保育施設に、入所日から3年以上勤務します。 3年未滿で退職した場合は、退職後1か月以内に蕨市内又は戸田市内の他の認可保育施設に上記の勤務条件で勤務します。

裏面もご確認ください

< 留意事項 >

- 1 各資格の保有を証する書類（保育士証、保健師・看護師・准看護師の免許証等）の写しを添付してください。手続中の場合は、各機関に申請を行なっていることが分かる書類を添付してください。
- 2 優先利用による入所後、3年未満に利用事由が変更となる場合の保育の利用は、次のとおりとなります。

就労	他の職種に変更となる場合は、退所となります。 下の子の出産に伴い産前産後休暇・育児休業となる場合は、継続利用可能です。
疾病・障害	状況等の確認のため、保育幼稚園課までご相談ください。
介護・看護	
災害復旧	
求職活動	退職後1か月以内に市内の他の認可保育施設に所定の条件で勤務した場合は、継続利用可能です。よって、勤務しなかった場合は、退所となります。
就学	就学となる場合は、退所となります。